

# 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## (令和5年度改定)

平成30(2018)年度～令和9(2027)年度

令和5(2023)年12月

新 宿 区

## 1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の所有者又は居住者（以下「所有者等」という。）に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることにより、住宅の耐震化を緊急に促進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、新宿区耐震改修促進計画（令和 4（2022）年 1 月改定。以下「促進計画」という。）第 2 章に定める「耐震化の目標」を「住宅耐震化に係る支援目標」とし、その目標達成に向け、促進計画第 5 章 2.2 - 1「意識啓発及び情報提供の充実」に基づき策定する。

## 3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、新宿区全域とする。

## 4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着手したもの）により建築された全ての住宅、および新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日以前に着手したもの）により建築された木造住宅とする。

## 5 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、平成 30 年度から令和 9 年度までとする。社会経済状況の変化や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

## 6 個別訪問等の実施

### (1) これまでの取組

木造住宅については、平成 29 年度までに重点地区内を対象に個別訪問を実施し、令和元年度までに区内全域の木造住宅への個別訪問を完了した。

非木造住宅については、区内全域の分譲マンションを対象に、東京都と連携して「マンション啓発隊」による個別訪問を実施したほか、重点地区の賃貸マンションを対象に、職員による個別訪問を行うなどの取組を行った。

また、区の支援制度を活用し、耐震改修工事に至っていない住宅を対象に、耐震化を促す耐震フォローアップを実施してきた。

### (2) 今後の取組

住宅の所有者等に対して、耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、個別訪問やダイレクトメール等により、住宅の所有者等に直接的に耐震化を促す取

組（以下「直接的な取組」という。）を実施する。また、区の支援制度を活用し耐震改修工事に至っていない住宅を対象に、耐震フォローアップを行うなど、耐震化を加速する取組を実施する。

実施スケジュールは、別表のとおりとする。

## **7 その他の取組**

個別訪問等による直接的な取組のほか、以下の取組を行う。

- (1) 広報やイベント等の機会を活用した耐震化の必要性に係る各種啓発
- (2) 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅の所有者等から改修事業者等への接触が容易となる取組

## **8 相談体制の整備**

建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修工事を実施できるよう、建築士の派遣・相談会など相談体制を整備する。

## **9 連携**

アクションプログラムを総合的に推進するため、区は、関係事業者団体及び地域団体等により設立された「新宿区耐震補強推進協議会」と連携する。

## **10 実績の公表**

アクションプログラムに定める取組、耐震診断及び耐震改修工事費補助の実績は、新宿区都市計画部防災都市づくり課のホームページ又は普及啓発用の資料等により公表するものとする。

別表 実施スケジュール

		平成 30～令和 9 年度
直接的な取組	木造住宅	H22～
	非木造住宅	H30～
診断支援した 住宅への取組	木造住宅	R1～
	非木造住宅	R3～